

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から4年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私の申立期間の国民年金保険料について、父親は、「私が20歳からの国民年金保険料を遡って納付した。」と言っており、私は、学生であった申立期間当時、母親からこのことについて聞いたことを記憶しているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金被保険者期間において国民年金保険料の未納期間が無い上、申立人の両親及び兄は、申立期間を含め、同被保険者期間において保険料の未納期間が無いことから、申立人世帯の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の父親は、「私は、当時、市町村役場から『国民年金制度が改正され、学生であっても国民年金保険料を納付しなければならないようになった。』と聞いたが、なぜ、国民年金制度が改正されたのか市町村役場から説明を聞いた上で、長女（申立人）の20歳からの国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。」と供述しているところ、A市町村の平成4年度国民年金保険料検認一覧表によると、申立期間直後の平成4年4月から同年9月までの保険料が同年10月20日に検認されていることが確認できる上、申立人の父親に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び同市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人の父親は、過年度納付及び追納等を行っていることが確認でき、申立期間当時、遡って保険料を納付する制度を承知していたことがうかがえることから、父親が申立人の申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山厚生年金 事案 878 (事案 266 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月10日から40年1月11日まで

社会保険事務所(当時)からの回答によると、申立期間について、脱退手当金が支払われたこととされているが、私がA社B事業所を退職した当時、同社から脱退手当金の説明は無く、私は、脱退手当金という言葉すら知らなかった上、脱退手当金を請求し、受給した記憶も無いので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶は無く、絶対に受給もしていないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたA社B事業所における社会保険庁(当時)のオンライン記録で検索可能な厚生年金保険被保険者約1,000人のうち、50音順に336人を抽出して調査したところ、脱退手当金の受給資格を有する者から6か月以内に厚生年金保険へ再加入した者を除くと133人であり、このうち130人について脱退手当金の支給記録が有ること、ii) 申立人が退職した当時の同事業所の同僚(労務担当者)は、「会社では、退職時に脱退手当金請求用紙を該当者に渡して請求に関する説明をした。私も含めほとんどの人が脱退手当金を請求したのではないかと思います。」と供述し、申立人の資格喪失と同時期に資格喪失している5人の元同僚も「会社から脱退手当金についての説明を受けて受給した。」と供述しており、これらのことを踏まえると、申立人の脱退手当金についても事業主の働きかけにより請求がなされた可能性が高いものと考えられること、iii) 申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和40年6月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成21年6月17日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「C市町村の国民年金被保険者記録連絡

票において、私の国民年金被保険者の最初の資格取得日が、昭和 35 年 10 月 1 日から 40 年 1 月 11 日に訂正されているが、私が社会保険事務所に対し年金記録の照会を行ったことにより、調査が行われた結果、誤りがあったため訂正されたものであり、国自ら誤りがあったと判断したものである。また、C市町村がD社会保険事務室長（当時）に宛てた平成 19 年 7 月 27 日付け『国民年金保険料納付状況に係る情報の提供（回答）』において、私が居住したことの無い住所が記載されている。このほかにも、私の年金記録には、多くの矛盾が有ることから、私の年金記録の管理がずさんであったことは明らかであり、私の脱退手当金の支給記録に信用性は無いので訂正されるべきである。」と主張しているものの、C市町村は、「国民年金の加入手続の際、届出者から厚生年金保険被保険者証等の提示及び同被保険者期間の申出が無い場合、同被保険者期間を確認することが困難であるため、国民年金の適用事務が始まった昭和 35 年 10 月 1 日まで遡って資格取得させることが多かったと考えられる。」と回答している上、申立人が主張する主たる内容は、脱退手当金に関するものではないため、これらをもって、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるには至らない。

また、このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明付けられる資料が無い下で、脱退手当金の支給に係る記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、前述のとおり、オンライン記録において、検索可能な厚生年金保険被保険者約 1,000 人のうち、50 音順に 336 人を抽出し、このうち 6 か月以内に厚生年金保険へ再加入した者を除く脱退手当金の受給資格を満たし被保険者資格を喪失した 133 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、130 人について脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社B事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 40 年 6 月 8 日に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと

認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 879 (事案 264 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から29年12月1日まで
② 昭和31年2月1日から33年3月30日まで
③ 昭和33年10月26日から34年4月12日まで

私は、A事業所を退職した時、退職金をもらった記憶は無く、脱退手当金も絶対受給していないはずであり、脱退手当金が支給されているのであれば証拠を示してほしい。

申立期間に係る脱退手当金は受給していないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、昭和34年6月5日に厚生省(当時)が社会保険出張所(当時)に対し脱退手当金支給に必要となる記録を回答したことがうかがえる「回答済34.6.5」の記載が見られ、この回答日は脱退手当金支給日と近接していること、ii)申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の同年8月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがうかがえないこと等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成21年6月17日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から新たな資料等の提出は無く、申立人は、「申立期間に係る脱退手当金は受給していないはずである。」と主張するのみであり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明付けられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、前述のとおり、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年8月11日に支給決定されていること、厚生年金保険被保険者台帳において、厚生省が社会保険出張所に対し脱退手当金支給に必要となる記録を回答したことがうかがえる「回答済 34. 6. 5」の記載が見られることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。